

第8回埼玉クイズ王決定戦

クイズを通して埼玉の魅力を知っていただき、郷土埼玉への関心と愛着度を高めるため「第8回埼玉クイズ王決定戦」を開催します。

優勝チームや上位入賞者に県産品を中心にさまざまな賞品を用意しています。その他、参加者全員にすてきなプレゼントもあります。ぜひ、ご参加ください。

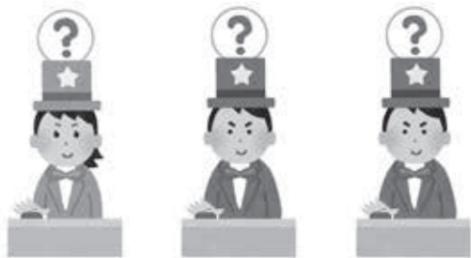
▶予選開催日時・場所

- ①12月1日(日)午前10時・コクーンシティ(さいたま市大宮区吉敷町4-263-1)
- ②12月1日(日)午後1時30分・コクーンシティ
- ③令和2年1月13日(月)午後1時30分・ウェスタ川越(川越市新宿町1-17-17)

▶決勝開催日時・場所 令和2年2月2日(日)午後1時・イオンレイクタウンmori木の広場(越谷市レイクタウン3-1-1)

▶申し込み ①②は11月21日(休)まで、③は12月26日(休)までに県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/chokotabi-saitama/>)の応募フォームまたは埼玉クイズ王のチラシ(応募用紙)に必要事項を記入の上、FAXで埼玉クイズ王決定戦実行委員会事務局【FAX】048-830-4819

▶問い合わせ 同事務局 ☎048-830-3955



～将来、市内に自分の店を出したいと考えている方へ～ チャレンジショップ出店者を募集します

市が用意する商店街の空き店舗で一定期間出店し、経営ノウハウを習得しながら営業する「チャレンジショップ事業」の出店者を募集します。店舗賃借料は不要ですので、少ない開業資金で出店できます。出店要件については商工観光課で配布する募集案内をご覧ください。

- ▶募集案内配布開始 10月9日(休)
- ▶出店受付期間 10月15日(火)～11月15日(金)(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶利用対象業種 飲食業
- ▶その他 応募多数の場合は書類審査の上、決定します。出店受付期間内に応募がなかった場合は、引き続き募集しますが、先着順となります。
- ▶問い合わせ 同課商工振興担当(内線383)



「～もっと知ろう!もっとやろう!市民活動!～みずしろフェスタ2019」を開催します

NPOやサークル団体が日ごろの活動成果を発表する場として、今年もみずしろフェスタを開催します。体験ワークショップやステージ発表、物品・飲食販売など、楽しい催しが盛りだくさんです。10日に開催される第40回行田商工祭・忍城時代まつりと併せて、ぜひ、お気軽に足を運んでみてください。

▶日時 11月9日(土)・10日(日)午前10時～午後3時
(展示は、9日が午後9時30分まで、10日は午前9時～午後3時)

▶場所 コミュニティセンターみずしろ

▶問い合わせ みずしろフェスタ実行委員会事務局(市民活動サポートセンター内) ☎598-8616



NPO法人の作り方～設立基礎講習会in春日部～

▶日時 11月13日(水)午後1時30分～3時30分

▶場所 春日部地方庁舎3階大会議室(春日部市大沼1-76)

▶内容 NPOの活動をさらに支援し、併せてNPOに対する理解を深めるための講習
①NPO法人の設立について
②NPO法人による活動報告
③NPO法人の資金調達について

▶参加費 無料

▶申し込み・問い合わせ 11月8日(金)までに電話で埼玉県利根地域振興センター県民生活担当 ☎555-1110

女優に学ぶ「伝える魅力」

～緊張や不安に負けない!惹きつける表現力～

▶日時 11月30日(土)午後1時～4時

▶場所 VIVAぎょうだ学習室

▶内容 「ちょっとした意識とテクニックで魅力ある話し方ができる!」をテーマに、人前で表現するプロ(女優)である講師がお伝えします。あいさつやスピーチ、面接、会合での司会、プレゼンテーション、1対1での会話などさまざまな状況での緊張や不安を楽しみに変え、場面や職業を問わず使える存在感と表現力を手に入れましょう。映画・ドラマの撮影現場やステージでの体験談もお楽しみに。

▶講師 緒方美穂さん(女優)

▶対象 市内在住・在勤・在学の方

▶定員 30人(先着順)

▶参加費 無料

▶持ち物 筆記用具

▶その他 ひととき保育の申し込み(2歳以上の未就学児)は11月8日(金)まで

▶申し込み・問い合わせ 直接または電話でVIVAぎょうだ ☎556-9301 ※10月14日、11月4日を除く月曜日と10月15日(火)、11月5日(火)は休館

ひきこもり講演会を開催します

▶日時 11月7日(木)午後2時～4時

▶場所 加須保健所大会議室(加須市南町5-15)

▶テーマ 「働けない家族のいる家庭のライフプラン」

▶講師 柳澤美由紀さん(ファイナンシャルプランナー)

▶定員 40人(先着順)

▶申し込み・問い合わせ 10月28日(月)までに電話で同所精神保健担当 ☎0480-61-1216

11月30日まで麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施します

麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどの薬物乱用は、健康を害するだけでなく、家族など周りの人たちの人生までも狂わせてしまいます。薬物乱用は1回でも「ダメ。ゼッタイ」。正しい知識を身につけ、薬物乱用を根絶しましょう。薬物でお困りの人は、ご相談ください。

▶問い合わせ 加須保健所 ☎0480-61-1216 または 県業務課 ☎048-830-3633

新しい国民健康保険被保険者証をご使用ください

9月30日で有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証(保険証)の更新に伴い、新しい保険証を簡易書留郵便でお送りしました。10月1日以降医療機関で診察を受けるときは、必ず新しい保険証(グレー色)を提示してください。また、旧保険証(青色)は各自で処分してください。

保険証の有効期限が変わりました

これまでの保険証の有効期限は原則9月30日でしたが、10月からは原則7月31日となります。これは、令和2年8月1日より保険証と高齢受給者証(70歳の誕生日を迎えた翌月から75歳到達前日までの国保加入者に発行されているもの)を一体化し利便性を向上させることを目的とし、その準備として全ての方の有効期限を変更したものです。

※一部の方は有効期限が異なる場合があります。

加入・喪失の手続きはお早めに

国民健康保険(国保)に加入するときや、職場の健康保険に加入したときなどは、届け出が必要です。届け出は本人と同じ世帯の方が行うこともできます。

加入は届け出の日からではなく、職場の健康保険を脱退した日までさかのぼって加入となります。届け出が遅れると国保税も加入月までさかのぼって課税となりますので、1回の支払い額が高額になることがあります。

また、国保の資格を喪失しているにもかかわらず、国保の保険証を提示し診察を受けた場合は、国保が負担した診療費を返金していただくことになります。

▶加入手続きに必要なもの

- ・職場の健康保険をやめたことが分かる証明書
- ・手続きに来られる方の身分証明書(運転免許証など)
- ・マイナンバー(個人番号)が分かるもの

▶喪失手続きに必要なもの

- ・職場の保険証
- ・国保の保険証
- ・手続きに来られる方の身分証明書(運転免許証など)
- ・マイナンバー(個人番号)が分かるもの

▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271・272・273)

